

○内閣府告示第七十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成二十一年内閣府告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。